

ことゝなつた。

八、要求事項

- 1、吾々が推薦する營業者と契約せられたし
- 2、河合映畫會社の直営とせられたし
- 3、現在の從業員を此の儘使用せられたし
- 4、右不可なる場合は此の儘一ヶ月間吾々に營業を經營せられ

九、経過

會社側は前項の要求を拒絶し他に家屋の貸與契約をなしたので新借主は三月一日より營業を開始すべく且つ事業更新の爲現在の從業員全部を解雇することゝなつたので、從業員一同は更に引續き雇用方新營業者に要求したるも拒絶せられ、遂に二月二十四日所轄警察署長に調停を依頼し種々折衝の結果

2

法財團協調會福岡出張所

左の通解決せり。

十、解決條件

雇主山田鎮吉は從業員に對し左の方法に依る金額を支給すること

- 1、二月份の家賃として現金二百九拾三圓九拾錢を從業員に支給すること
- 2、二月二十六日演説會の收入金百四拾六圓九拾錢從業員に支給すること
- 3、二月份電氣料二百六拾六圓拾錢は雇主の負擔とす
- 4、給仕五人下足番二人は現在通引續き使用すること